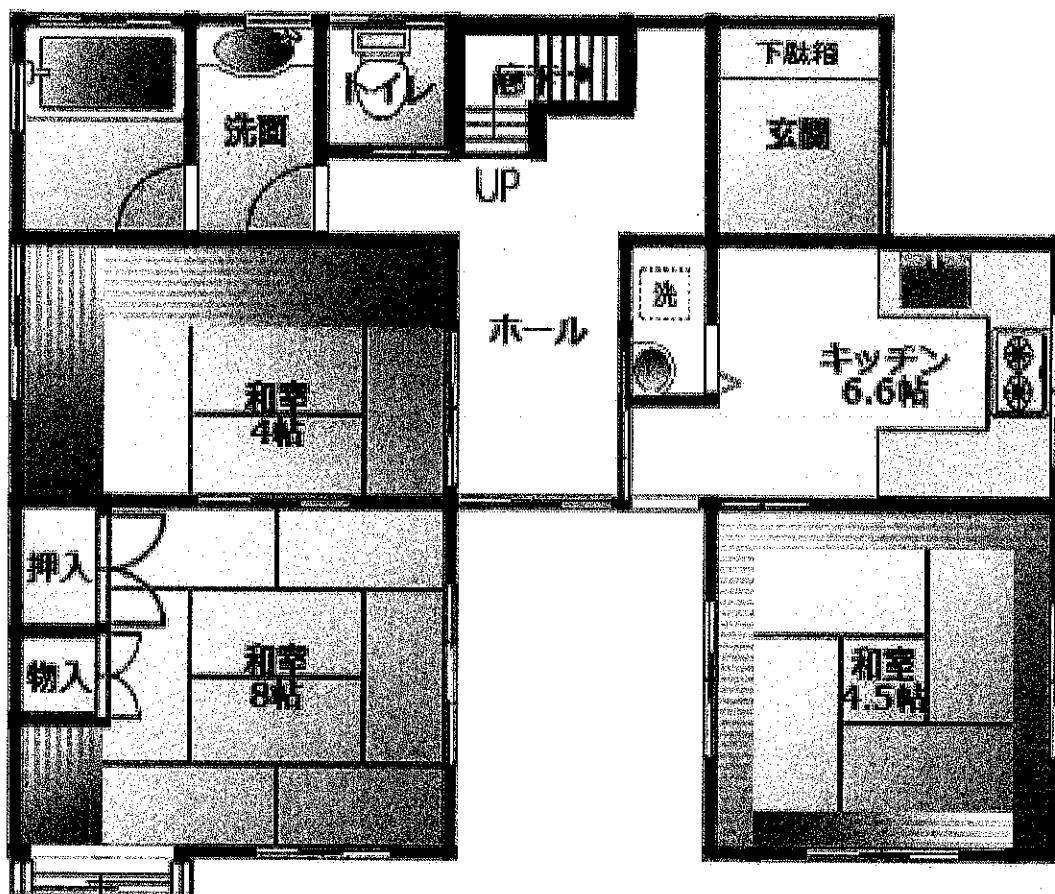
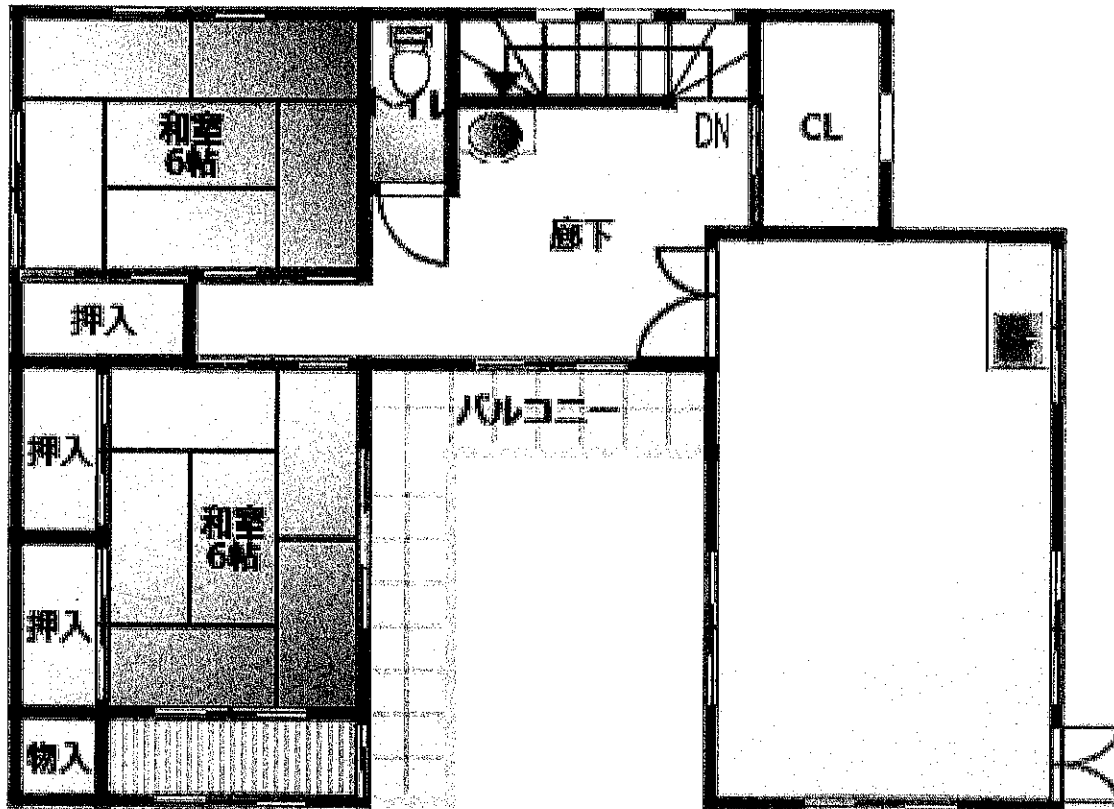


[物件概要]

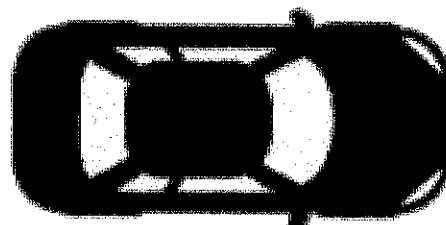
中古売家

土地	所在地	住居表示 千葉県船橋市芝山5丁目29-2			
	土地 地番	千葉県船橋市芝山5丁目 184 番 104、188 番 17			
	交通	東葉高速線 「飯山満」 駅 徒歩17分 京成松戸線 「高根木戸」 駅 徒歩17分			
	地 積	実測面積 m ² (坪) (確定測量中 10/末測量完了予定)			
		公簿面積 198.34 m ² (59.99 坪) (私道含む)			
		184 番 104	地目	宅地	99.17 m ²
		188 番 17	地目	宅地	99.17 m ²
	用途地域	第一種低層住居専用地域			
	建ぺい率	50%			
	容 積 率	100%			
	道 路	東側 (私道 42 条 1 項 5 号 幅員 4m) に約 13.6m面す			
高 度	なし	防 火	なし		
そ の 他	宅地造成等工事規制区域			建築基準法 22 条地域	
建物	構 造	木造瓦葺 2 階建 家屋番号 184 番 104			
	建 築 面 積	83.22 m ²			
	延床面積	1 階 81.98 m ² ・2 階 72.04 m ² 計 154.02 m ² (公簿面積)			
	建 築 確 認	建築計画概要書 有		検査済証 (台帳に記載無)	
	築 年月日	平成 3 年 9 月 17 日			
	現 況	空			
価 格		3, 3 8 0 万円			
備考	現況渡し				
	注文住宅・傾斜地				

仲介 南葛ハウジング株式会社
 葛飾区柴又 1-37-9
 電話 03-3826-6262
 F A X 03-3826-6263
 担当 荒岡

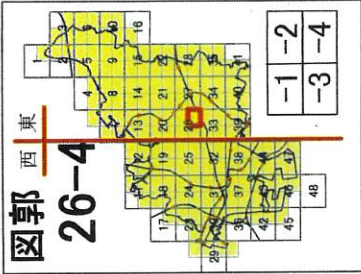


道路



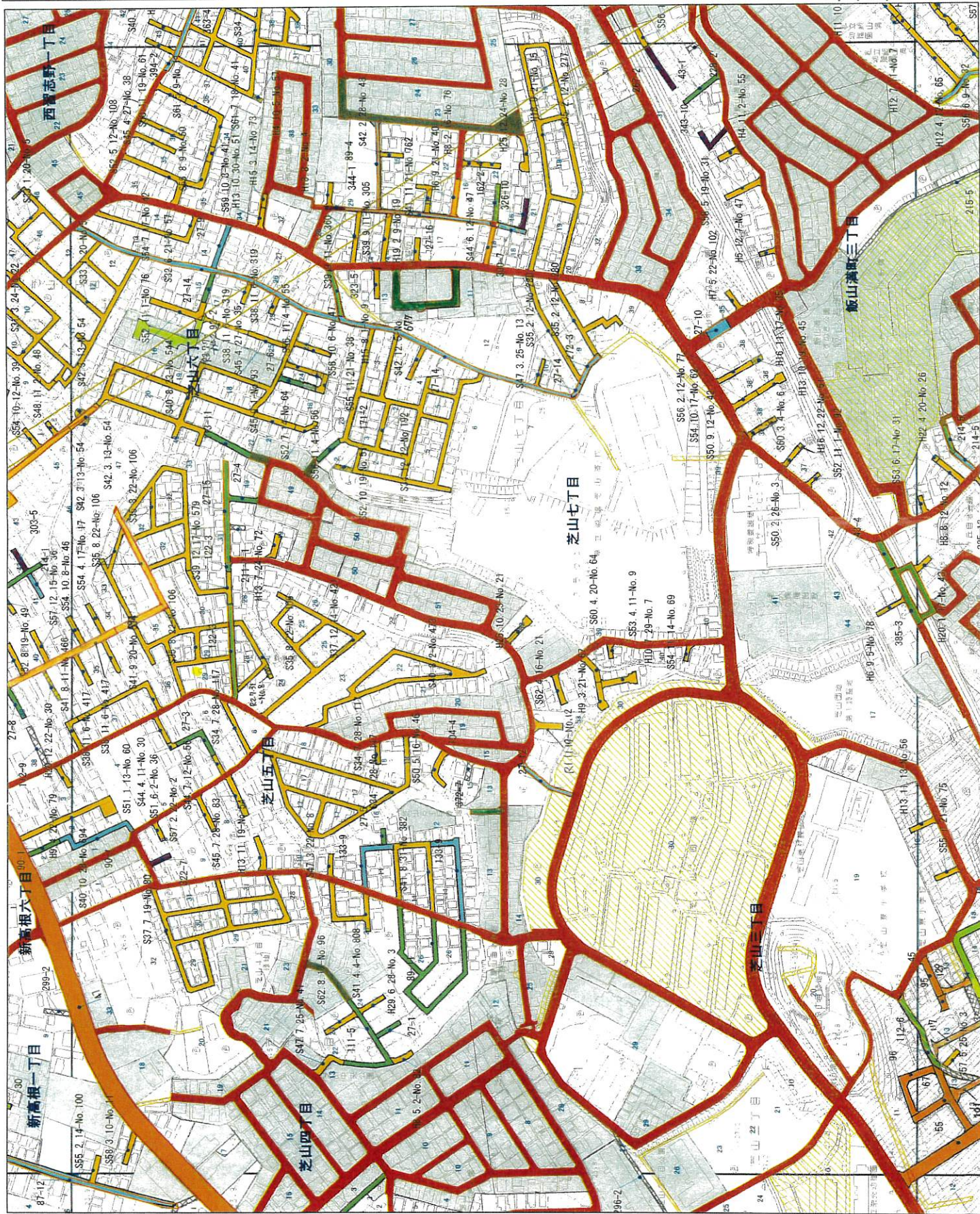
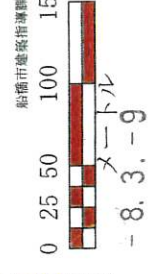
シャッター





- 凡例
- 42条1項1号
 - 42条1項2号
 - 42条1項3号
 - 42条1項3号、42条2項
 - 42条1項4号
 - 42条1項5号
 - 42条1項5号禁止
 - 42条2項
 - 42条2項禁止
 - 43条2項(道、空地)
 - 市道・42条1項3号
 - 市道・42条2項
 - 市道・43条2項(道、空地)
 - 道路として扱わない
 - 市道
 - 県道
 - 国道
 - 歩行者道路
 - 市有地
 - 自動車専用道路
 - 土地区画整理事業
 - 法第88条一団地設定
 - 開発行為区域

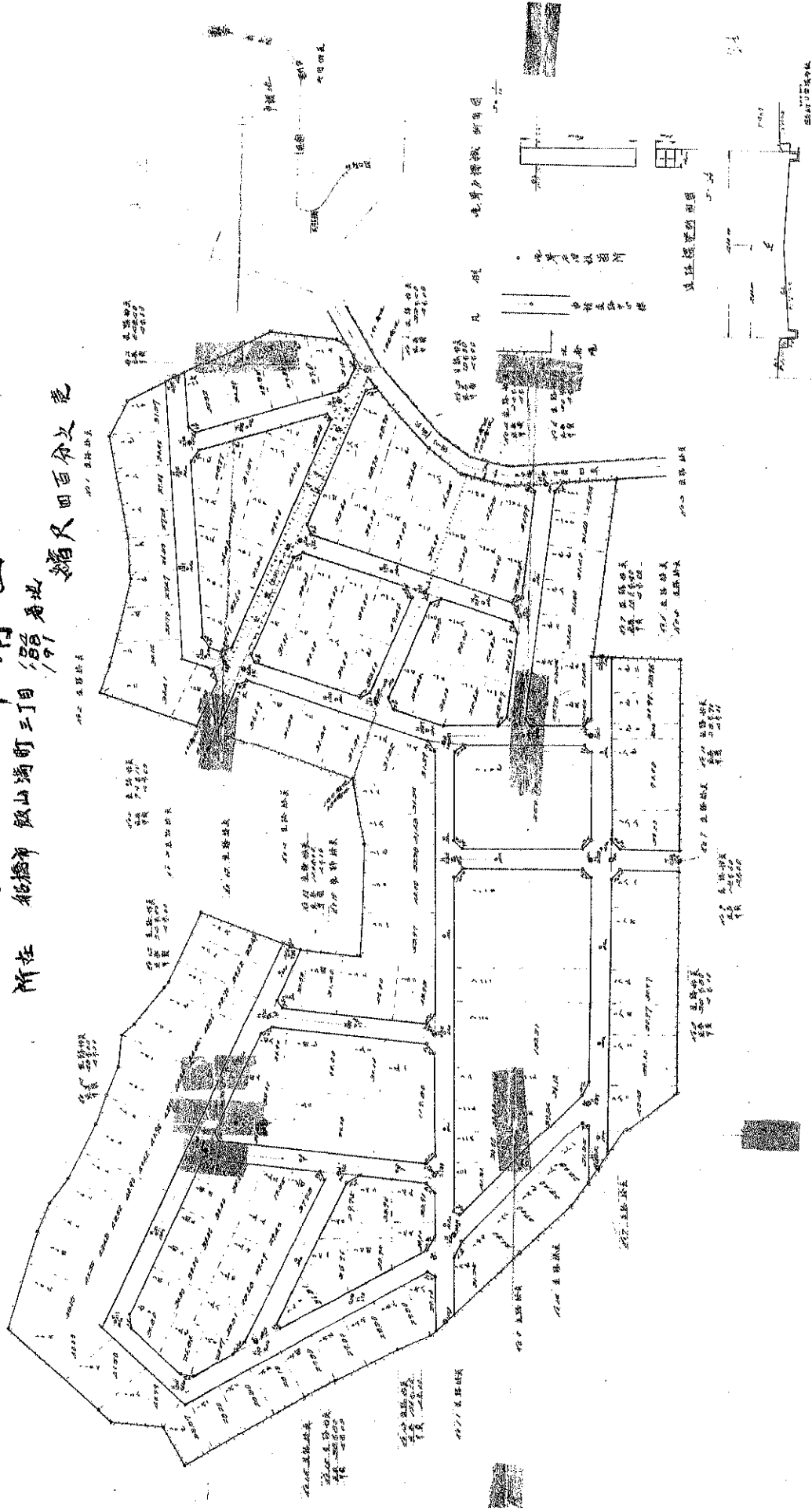
(注) 市道の認定番号・種別等については道路管理
理関係の法令等、種別を記載したも
のではありません。種別等を正確に示すもの
は、本図の内容は適宜変更されます。



道路位置指定申請図

所在 船橋市 飯山満町三丁目 沿道者 堀 寛

縮尺 四百分之一



この図面は、本市の保存する指定道路等の図面の写しです。
 ・本図の内容は、測量図とされることがあります。
 ・出力サイズの関係上、縮尺は記載のものとは異なります。

令和8年3月9日 船橋市建設部 蔵

2026/03/03 10:04 現在の情報です。



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年10月21日	不動産番号	0407000111540
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	船橋市芝山五丁目			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕		
184番104	山林	99:	余白		
余白	宅地	99:17	②③昭和53年5月15日地目変更 〔平成3年10月23日〕		
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年10月21日		

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 する 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和53年2月18日 第9325号	原因 昭和53年2月16日売買 所有者 船橋市芝山五丁目29番2号 飯 田 武 夫 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年10月21日
2	所有権移転	平成11年11月9日 第50160号	原因 平成11年6月30日相続 所有者 船橋市芝山五丁目29番2号 飯 田 慶 子

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 する 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1 3	根抵当権設定	昭和62年2月16日 第7723号	原因 昭和62年2月12日設定 債権額 金2,500万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 保証取引 保証委託取引 債務者 東京都葛飾区東四つ木四丁目1番19号 株式会社レンタルサービス 根抵当権者 東京都荒川区荒川三丁目79番7号 荒 川 信 用 金 庫 共同担保 目録第1985号 順位17番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権変更	平成1年7月12日 第34113号	原因 平成1年6月20日変更 債権額 金4,000万円 順位17番付記1号の登記を移記
付記2号	1番根抵当権更正	平成3年12月16日 第48365号	原因 錯誤 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 順位17番付記2号の登記を移記
付記3号	1番根抵当権変更	平成3年12月16日 第48367号	原因 平成3年12月12日変更 債権額 金7,000万円 順位17番付記4号の登記を移記
2 3	抵当権設定	平成3年6月14日 第22875号	原因 平成3年6月6日金銭消費貸借同日設定 債権額 金3,500万円 利息 年7・775% 損害金 年14% 年365日日割計算 債務者 船橋市芝山五丁目29番2号 飯 田 武 夫 抵当権者 東京都荒川区荒川三丁目79番7号 荒 川 信 用 金 庫 共同担保 目録第6686号 順位22番の登記を移記
3	1番、2番順位変更	平成3年12月16日 第48369号	原因 平成3年12月12日変更 第1 2番抵当権 第2 1番根抵当権 順位23番の登記を移記
4	2番抵当権抹消	平成11年4月16日	原因 平成11年3月23日弁済

		第16610号	順位24番の登記を移記
	金 庫	金 庫	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成11年10月21日
5	1番根抵当権抹消	平成12年2月21日 第7122号	原因 平成12年2月17日解除
6	根抵当権設定	平成13年7月24日 第34591号	原因 平成13年7月24日設定 極度額 金1,800万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 保証取引 債務者 東京都葛飾区東四つ木四丁目1番19号 株式会社レンタルサービス 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番3号 国 民 生 活 金 融 公 庫 (取扱店 千住支店) 共同担保 目録の第9791号
付記1号	6番根抵当権変更	平成14年2月20日 第8009号	原因 平成14年2月20日変更 極度額 金2,600万円

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2026/03/03 10:01 現在の情報です。



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年10月21日	不動産番号	0407000111807
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	船橋市芝山五丁目			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m	原因及びその日付〔登記の日付〕		
188番17	山林	99:	余白		
余白	宅地	99:17	②③昭和53年5月15日地目変更 〔平成3年10月23日〕		
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年10月21日		

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和53年2月18日 第9325号	原因 昭和53年2月16日売買 所有者 船橋市芝山五丁目29番2号 飯 田 武 夫 順位8番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年10月21日
2	所有権移転	平成11年11月9日 第50160号	原因 平成11年6月30日相続 所有者 船橋市芝山五丁目29番2号 飯 田 慶 子

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1 3	根抵当権設定	昭和62年2月16日 第7723号	原因 昭和62年2月12日設定 債権額 金2,500万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 保証取引 保証委託取引 債務者 東京都葛飾区東四つ木四丁目1番19号 株式会社レンタルサービス 根抵当権者 東京都荒川区荒川三丁目79番7号 荒 川 信 用 金 庫 共同担保 目録(第1985号 順位17番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権変更	平成11年7月12日 第34113号	原因 平成11年6月20日変更 債権額 金4,000万円 順位17番付記1号の登記を移記
付記2号	1番根抵当権更正	平成3年12月16日 第48365号	原因 錯誤 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 順位17番付記2号の登記を移記
付記3号	1番根抵当権変更	平成3年12月16日 第48367号	原因 平成3年12月12日変更 債権額 金7,000万円 順位17番付記4号の登記を移記
2 3	抵当権設定	平成3年6月14日 第22875号	原因 平成3年6月6日金銭消費貸借同日設定 債権額 金3,500万円 利息 年7・775% 損害金 年14% 年365日日割計算 債務者 船橋市芝山五丁目29番2号 飯 田 武 夫 抵当権者 東京都荒川区荒川三丁目79番7号 荒 川 信 用 金 庫 共同担保 目録(第6686号 順位22番の登記を移記
3	1番、2番順位変更	平成3年12月16日 第48369号	原因 平成3年12月12日変更 第1 2番抵当権 第2 1番根抵当権 順位23番の登記を移記
4	2番抵当権抹消	平成11年4月16日	原因 平成11年3月23日弁済

		第16610号	順位24番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成11年10月21日
5	1番根抵当権抹消	平成12年2月21日 第7122号	原因 平成12年2月17日解除
6	根抵当権設定	平成13年7月24日 第34591号	原因 平成13年7月24日設定 極度額 金1,800万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 保証取引 債務者 東京都葛飾区東四つ木四丁目1番19号 株式会社レンタルサービス 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番3号 国民生活金融公庫 (取扱店 千住支店) 共同担保 目録(ウ)第9791号
付記1号	6番根抵当権変更	平成14年2月20日 第8009号	原因 平成14年2月20日変更 極度額 金2,600万円

共同担保目録				
記号及び番号		(ウ)第9791号		調製 平成13年7月24日
番 号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予 備	
1	船橋市芝山五丁目 188番17の土地	6	[余白]	
2	船橋市芝山五丁目 184番104の土地	6	[余白]	
3	船橋市芝山五丁目 184番地104、188番地17 家屋番号 184番104の建物	5	[余白]	

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



2026/03/03 10:04 現在の情報です。

表 題 部	(主である建物の表示)	調製	平成11年10月21日	不動産番号	0407000108058
所在図番号	[余白]				
所 在	船橋市芝山五丁目 184番地104、188番地17			[余白]	
家屋番号	184番104			[余白]	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造瓦葺2階建	1階	81:98	平成3年9月17日新築	
		2階	72:04		
[余白]	[余白]	[余白]	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成11年10月21日	
			:		
			:		

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	平成3年11月8日 第43011号	所有者 船橋市芝山五丁目29番2号 飯 田 武 夫 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年10月21日
2	所有権移転	平成11年11月9日 第50160号	原因 平成11年6月30日相続 所有者 船橋市芝山五丁目29番2号 飯 田 慶 子

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1.	抵当権設定	平成3年12月16日 第48364号	原因 平成3年6月6日金銭消費貸借平成3年 12月12日設定 債権額 金3,500万円 利息 年7・775% 償還金 年1・4% 年365日日割計算 債務者 船橋市芝山五丁目29番2号 飯 田 武 夫 抵当権者 東京都荒川区荒川三丁目79番7号 荒 川 信 用 金 庫 共同担保 目録第6686号 順位1番の登記を移記
2.	根抵当権設定	平成3年12月16日 第48368号	原因 平成3年12月12日設定 債権額 金7,000万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 債務者 東京都葛飾区東四つ木四丁目1番19 号 株式会社レンタルサービス 根抵当権者 東京都荒川区荒川三丁目79番7 号 荒 川 信 用 金 庫 共同担保 目録第1985号 順位2番の登記を移記
3	1番抵当権抹消	平成11年4月16日 第16610号	原因 平成11年3月23日弁済 順位3番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年10月21日
4	2番根抵当権抹消	平成12年2月21日 第7122号	原因 平成12年2月17日解除
5	根抵当権設定	平成13年7月24日 第34591号	原因 平成13年7月24日設定 債権額 金1,800万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 保証取引 債務者 東京都葛飾区東四つ木四丁目1番19 号 株式会社レンタルサービス 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番 3号 国 民 生 活 金 融 公 庫

付記1号	5番根抵当権変更	平成14年2月20日 第8009号	(取扱店 千住支店) 共同担保 目録(の)第9791号
			原因 平成14年2月20日変更 極度額 金2,600万円

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

市街化区域
第一種低層住居專用地域
50%
100%
10m

該當なし 該當なし

防火・準防火地域
風致地区
駐車場整備地区
臨港地区
生産緑地地区

■促進区域

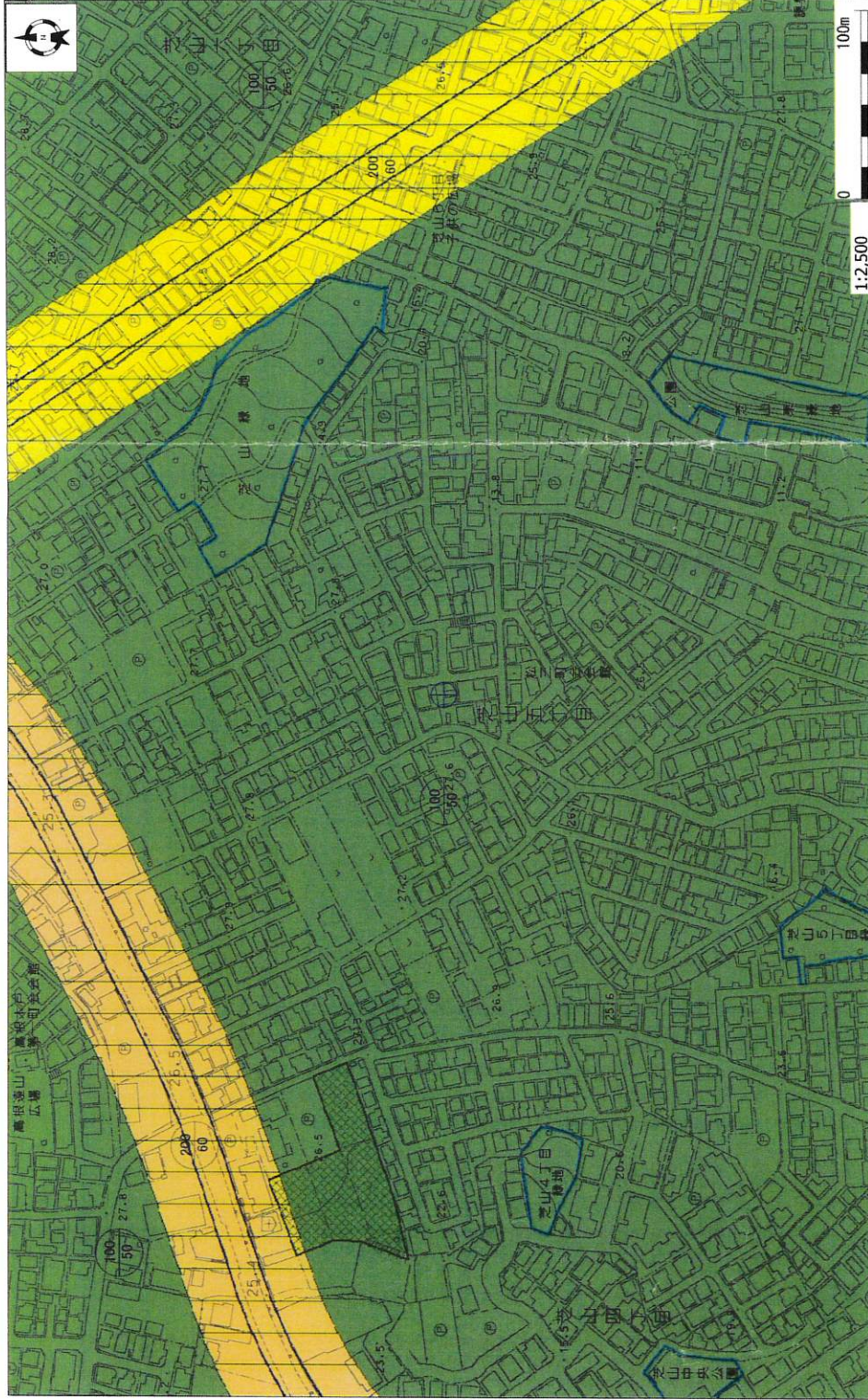
交通・緑地
施設
公園
処理場
市場・火葬場

■市街地開発事業

■その他の情報

急傾斜地崩落危険区域
造成宅地防災区域
宅地造成等工事規制区域
景観計画区域
景観協定

建築基準法22条区域
該当なし
市内全域なし
宅地造成等工事規制
区域
景観計画区域(市内全
該当なし



市街化調整区域

-
- | |
|--------------|
| 第一種低層住居專用地域 |
| 第一種中高層住居專用地域 |
| 第二種中高層住居專用地域 |
| 第一種住居地域 |
| 第二種住居地域 |
| 準住居地域 |
| 近隣商業地域 |
| 商業地域 |
| 準工業地域 |
| 工業地域 |
| 工業専用地域 |

第一種高度地区(最高限)20m

第二種高度地区(最高限)20m

- | | | | |
|---|-------------|---|----------------------|
|  | 防火地域 | | 都市計画道路 駅前広場等 |
|  | 準防火地域 |  | 都市高速鉄道 |
|  | 高度利用地区・特定街区 |  | 都市高層ビル |
|  | 臨港地区 |  | 公園、緑地 |
|  | 風致地区 |  | 汚物処理場、ごみ焼却場、ごみ処理場 |
|  | 生産緑地地区 |  | 下水処理場、市場、火葬場 |
|  | 駐車場整備地区 |  | 土地地区面整理事業、新住宅市街地開発事業 |
|  | 促進区域 |  | 市街地再開発事業 |

地区計画等

- 容積率 $\frac{200}{60}$ 景観協定 建ぺい率

本図は都市計画法第56条第4項の法定図面であり、法令により作成を要する図面として利用できるよう定められている。

以下のとおりで理解のうえに土地利用計画の参考としてください。

測量結果表及び補写を行うのみです。

測量結果表時に改めに行う測量が優先されます。

都市計画道路路に近接して行う測量は、都市計画道路から50m程度の距離の確保が必要です。

用途地域等の境界については、都市計画課職員までお問い合わせください。

この測量成果は、国土地理院長の承認および助言を得て同院所管の測量成果(基本電子基準点)を使用して得たものです。
(承認番号)令3関公第162号

災害リスク情報については、右コードから読み取れるページをご参照ください。
本市HP、重要事項説明書等に関する災害リスク情報



都市計画決定情報時点：令和7年12月19日
印刷日：令和8年3月9日



第1種住居専用地域

3.2.13

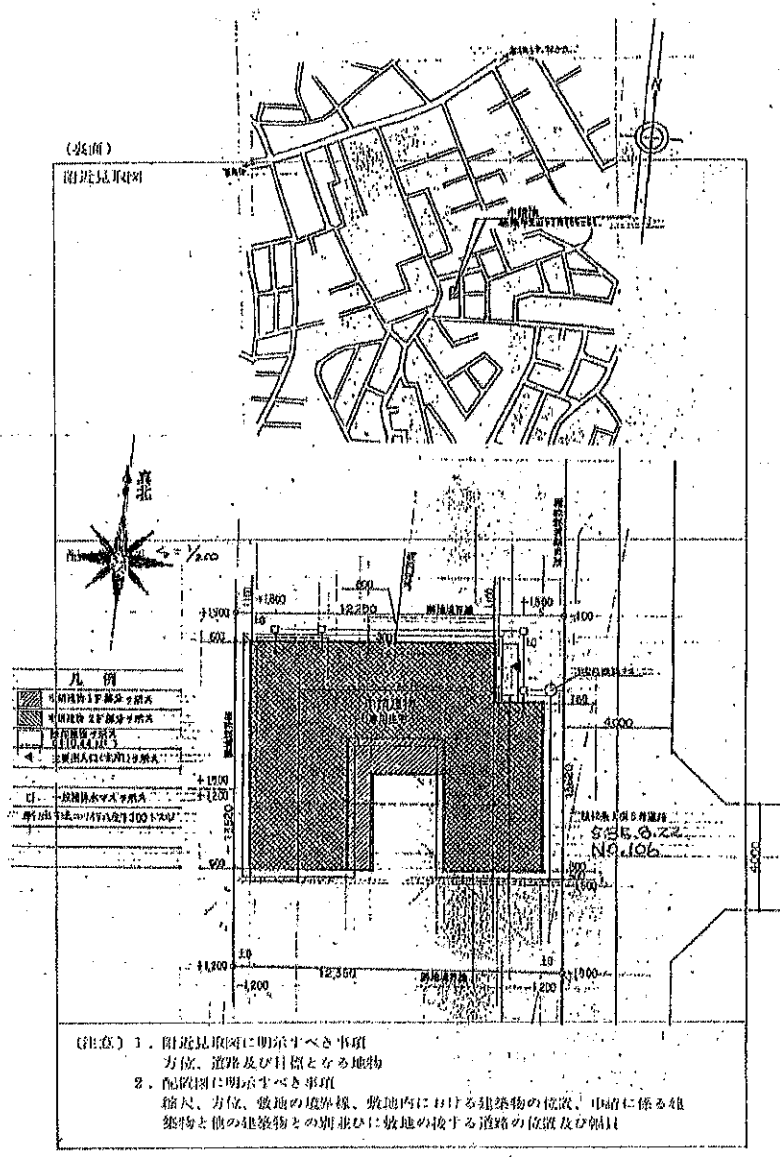
227

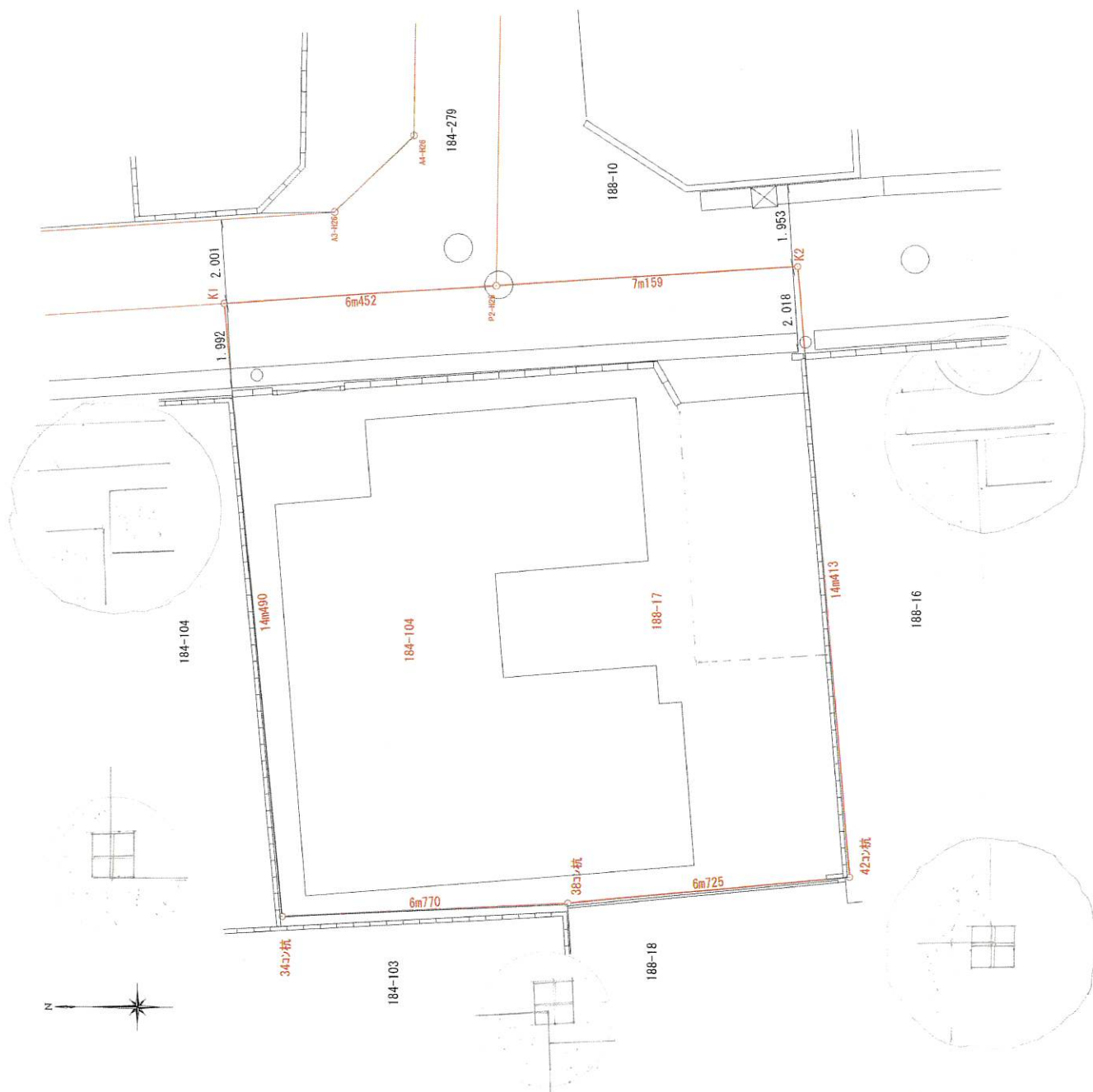
第1号の2様式(第1条、第1条の2関係)(表面)

建築計画概要書

建築主	氏名	飯田 武夫		
	住所	船橋市芝山5丁目29-2 電話		
敷地の位置	地名地番	船橋市芝山5丁目186-64		
	用途地域	第1種住居専用地域	その他の区域、地域、地区、街区	22条市庄区域内
	防火地域	防火・準防火(指定なし)	区	
主要用途		専用住宅	工事種別	新築
申請にかかわる物	高さ	地上 17.319 m	地下	m
	階数	地上 2 階	地下	階
	構造	木造一部造		
		申請部分	申請以外の部分	合計
敷地面積		166.170 m ²		166.170 m ²
建築面積		83.22 m ²		83.22 m ²
延べ面積		153.19 m ²		153.19 m ²
設計者	事務所	都築建築設計事務所		
	所在地	船橋市高根台7丁目28番2号 電話 0474 66-1518 番		
	氏名	都築 万蔵		
施工者	事務所			
	所在地	未定 電話 番		
	氏名			
監理者	事務所	都築建築設計事務所		
	所在地	船橋市高根台7丁目28番2号 電話 0474 66-1518 番		
	氏名	都築 万蔵		

日本標準 建築6-1 52.4.79



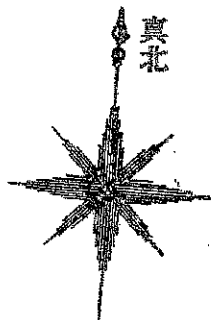


座標求積表

地名	184-104+188-17	X	Y	X ₁ - X ₂	Y ₁ - Y ₂	X ₁ - X ₂ - X ₃	Y ₁ - Y ₂ - Y ₃
K2		68.649	99.563	-8.426		-838.917638	
42ㄗ杭		67.367	85.207	5.413		461.225491	
38ㄗ杭		74.062	84.569	13.458		1138.129602	
34ㄗ杭		80.825	84.243	8.169		688.181067	
K1		82.231	98.665	-5.032		-496.482280	
P2-H26		75.793	99.091	-13.582		-1345.853962	
			倍面積			393.7179200	
			面積			196.8589600	
			坪數			196.85	
						59.550	
						公積合計: 198.34㎡	

-1.49
m

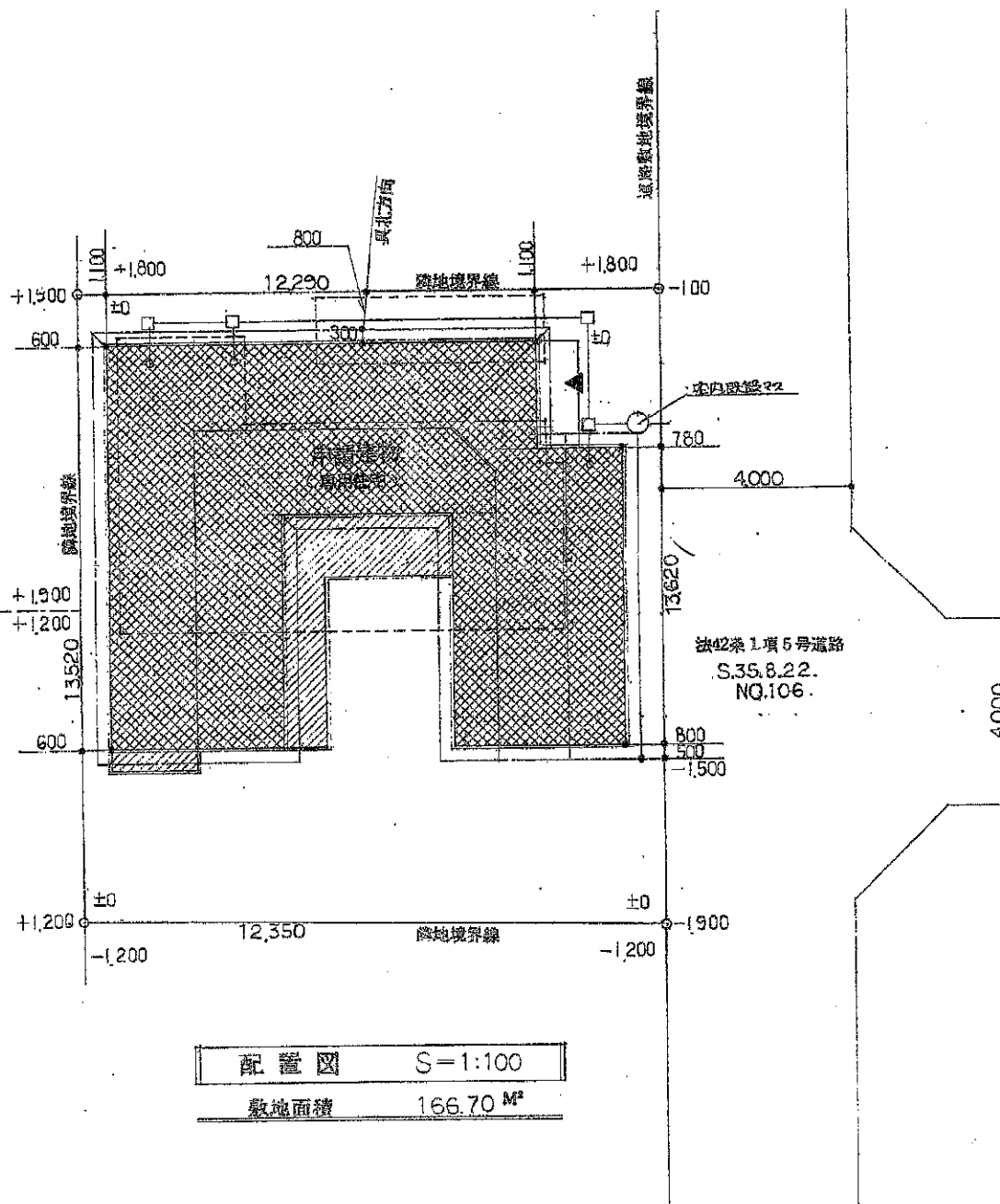
図面名称	現況調査図		
所在地番	船橋市芝山五丁目184番104、188番17		
作成者	東京都葛飾区立石一丁目17番6号 (有)高野建築測量事務所 土地測量調査士 登録 第4874号 TEL 03-3691-5543		
測量年月日	令和8年9月18日	縮	1
作成年月日	令和8年9月18日	尺	100



凡 例

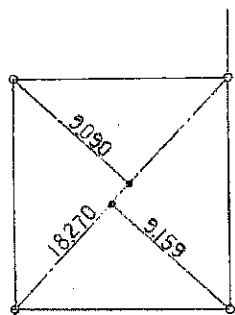
- 申請建物 1F 部分ヲ示ス
- 申請建物 2F 部分ヲ示ス
- 除却建物ヲ示ス (110.44 M²)
- 主要出入口(玄南)ヲ示ス

□ 一般雑排水マスヲ示ス
 取付寸法ニ依リ行ハ全テ300トス



配置図 S=1:100

敷地面積 166.70 M²



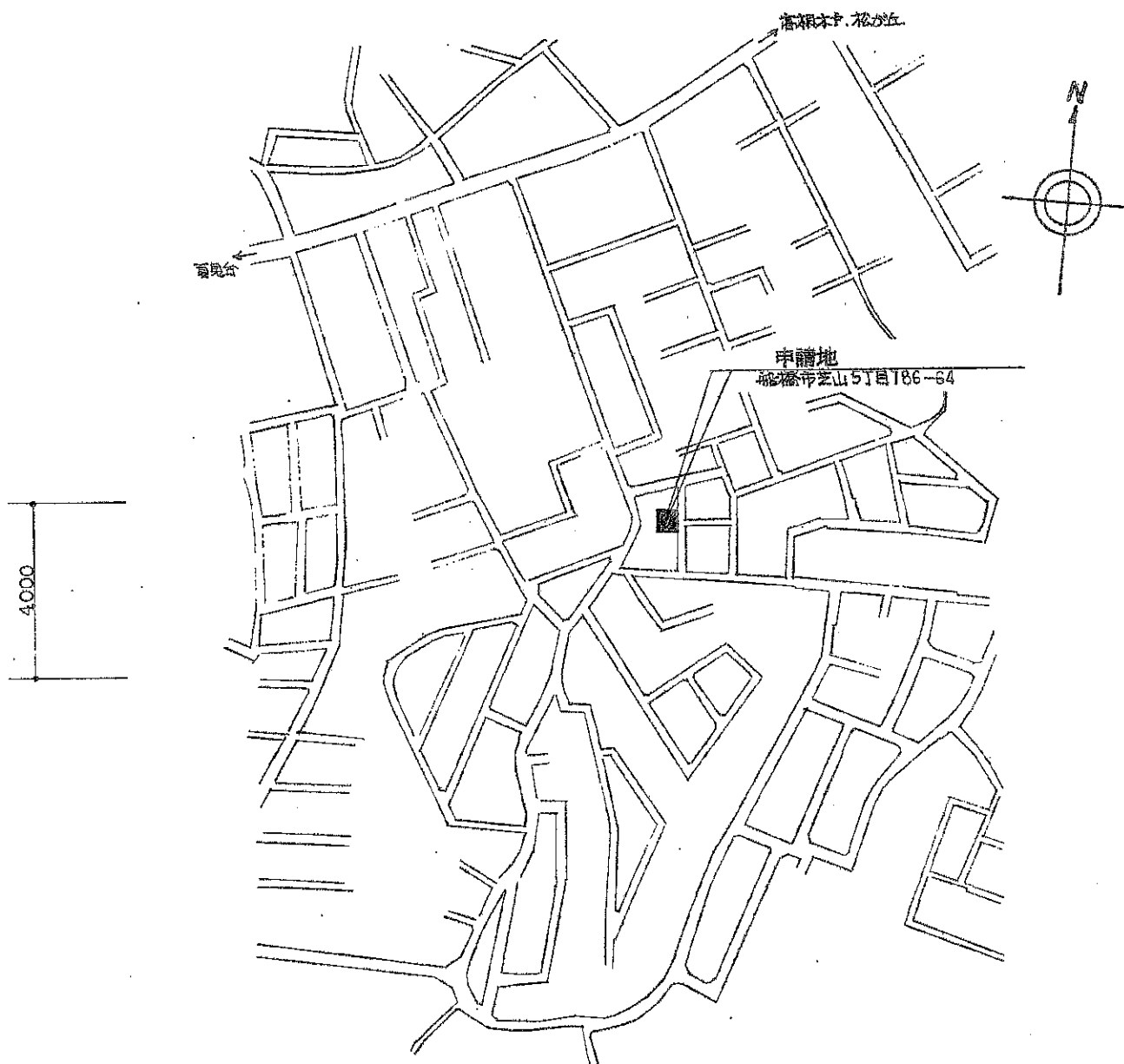
求積図 S=1:300

求積表	
$18.27 \times (9.05 + 9.159) \div 2$	$= 333.40923 \text{ M}^2$
$\div 2$	$= 166.704615 \text{ M}^2$

記

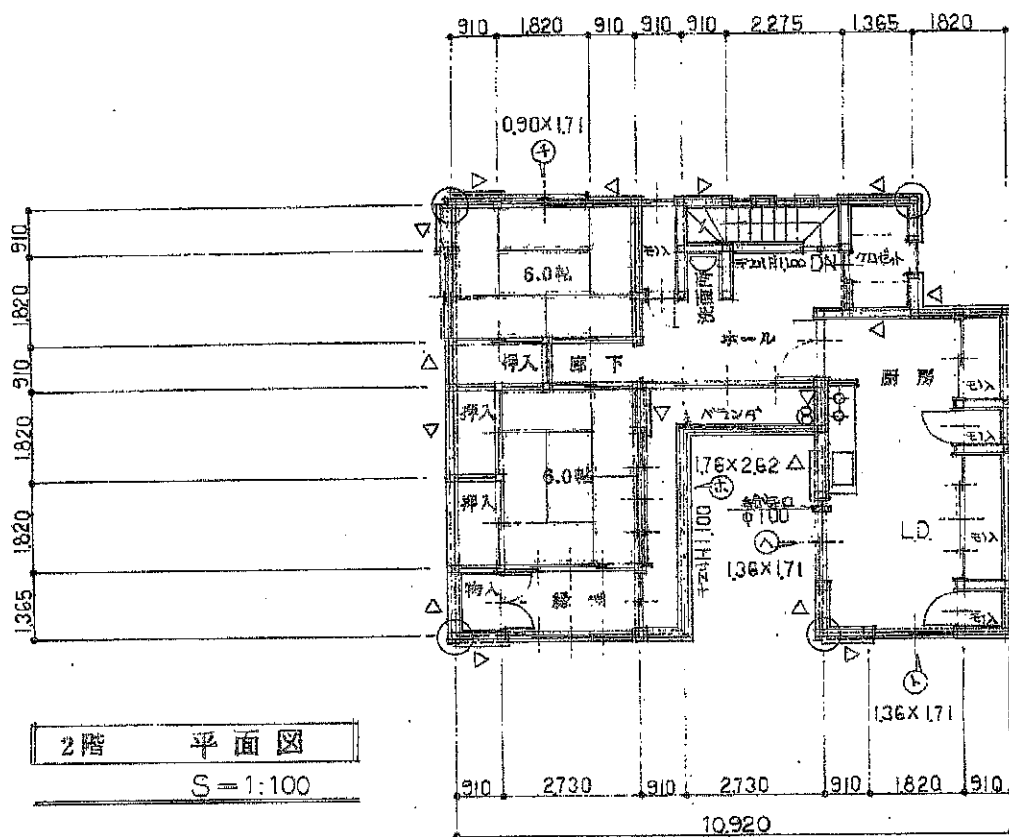
図面名

設計番号

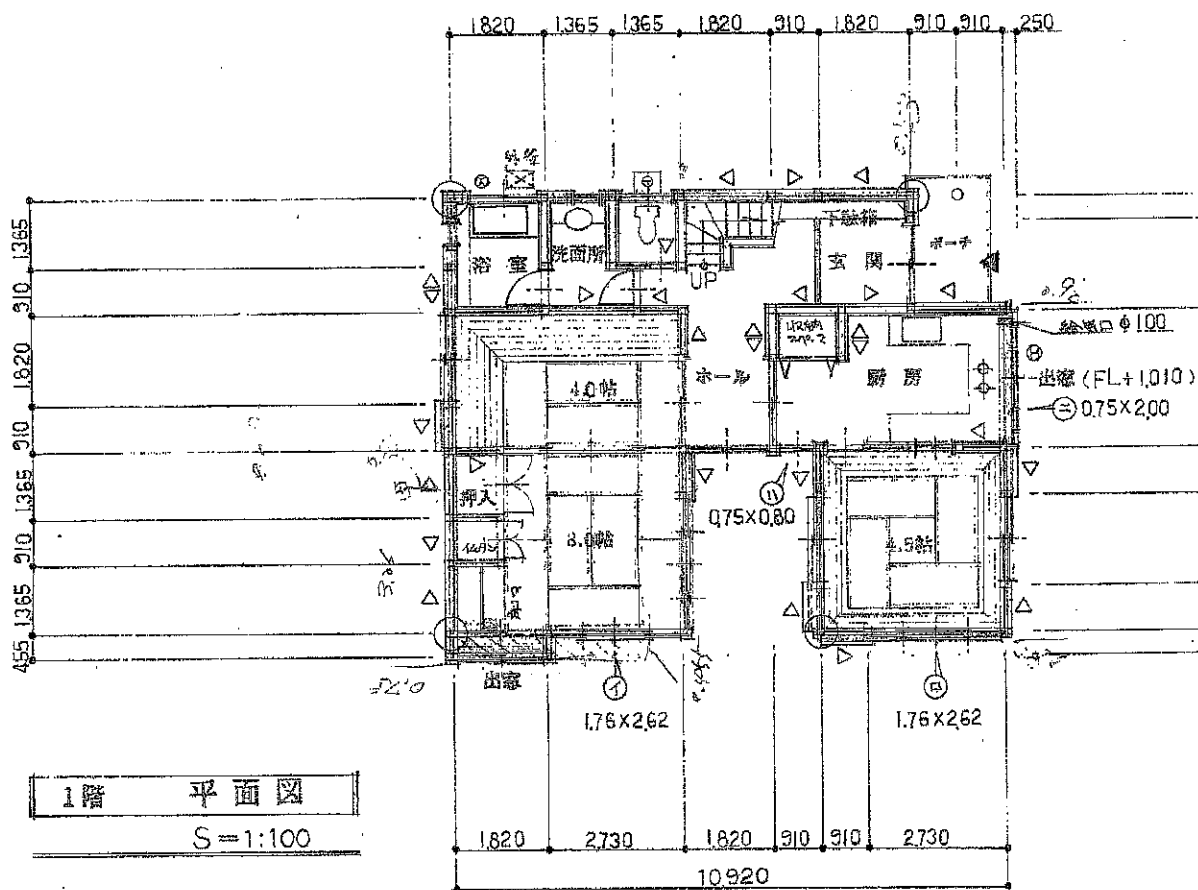


案内図
NOSCALE

配置図	縮尺	飯田邸 新築工事	年 月 日
	1:100		
号	設計 担当	都築建築事務所 2級建築士事務所 (千葉) 登録第 2-8802 号 2級建築士 (千葉) 第2396号 都築万	図 面 番 号 1

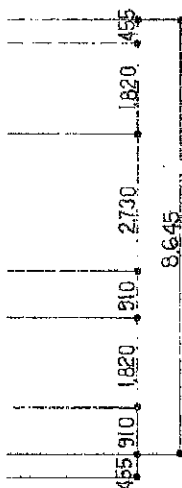
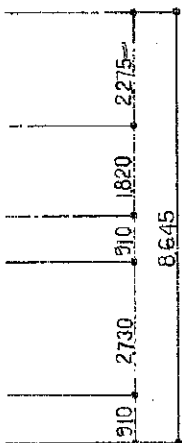


2階 平面図
S=1:100



1階 平面図
S=1:100

記	〔特記〕 給気口φ100(床面にヨリ天井高サ1/2以内ニ設置スル)	図面名 設計番
---	---	-----------------------



1 階	
床面積	81.15 M ²
2 階	
床面積	72.04 M ²
延面積	153.19 M ²
建築面積	83.22 M ²

凡 例	厚4.5cm 巾9cmの筋カワイ ススキ掛け 厚4.5cm 巾9cmの筋カワイ 通気120×120
-----	---

内装制限	
厨 房 壁—石膏ボードの9mm下地クロス貼(防火2級)不燃高0.03号 LD 天井—準不燃第2016号(ジプトン) 換気扇 230 浴室 壁—タイル・モルタル仕上 2cm 換気扇 160動型 天井—大平板OP仕上 外装	
戸下地大平板張り	
◀ 主要出入口(玄関) ヲ示ス	

採光有効面積計算表				
1F 床面積(8.0帖 + 4.0帖 = 25.67 M ²)				
(必要開口部) 25.67 × 1/7	= 3667 M ²			
(有効開口部) (A) 1.75 × 262	= 4611 M ²			
	3667 M ² < 4611 M ²			OK
1F 床面積(4.5帖 = 13.24 M ²)				
(必要開口部) 13.24 × 1/7	= 1891 M ²			
(有効開口部) (B) 1.76 × 262	= 4611 M ²			
	1891 M ² < 4611 M ²			OK
1F 床面積(厨 房 = 11.17 M ²)				
(必要開口部) 11.17 × 1/7	= 1596 M ²			
(有効開口部) (C) 0.75 × 0.80	= 0600 M ²			
(D) 0.75 × 200	= 1500 M ²			
(C) + (D) = 2100 M ²	1596 M ² < 2100 M ²			OK
2F 床面積(6.0帖 = 9.93 M ²)				
(必要開口部) 9.93 × 1/7	= 1419 M ²			
(有効開口部) (E) 1.76 × 262	= 4611 M ²			
	1419 M ² < 4611 M ²			OK
2F 床面積(LD + 厨 房 = 17.39 M ²)				
(必要開口部) 17.39 × 1/7	= 2484 M ²			
(有効開口部) (F) 1.36 × 1.71	= 2325 M ²			
(G) 1.36 × 1.71	= 2325 M ²			
(F) + (G) = 4650 M ²	2484 M ² < 4650 M ²			OK
2F 床面積(7.0帖 = 9.93 M ²)				
(必要開口部) 9.93 × 1/7	= 1419 M ²			
(有効開口部) (H) 0.90 × 1.71	= 1539 M ²			
	1419 M ² < 1539 M ²			OK

市 課

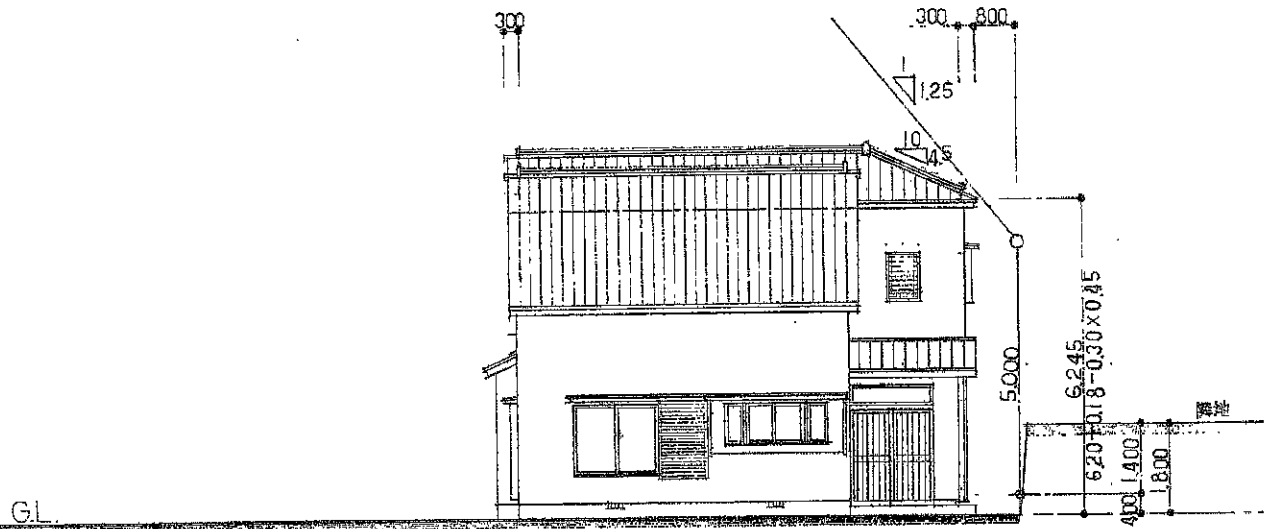
平面図	縮 尺 1:100	飯 田 邸 新 築 工 事	年 月 日
号	設 計 担 当		図 面 番 号
		都 築 建 築 事 務 所	2

2級建築士事務所(千葉)登録第2-8802号
2級建築士(千葉)第2396号 都築万

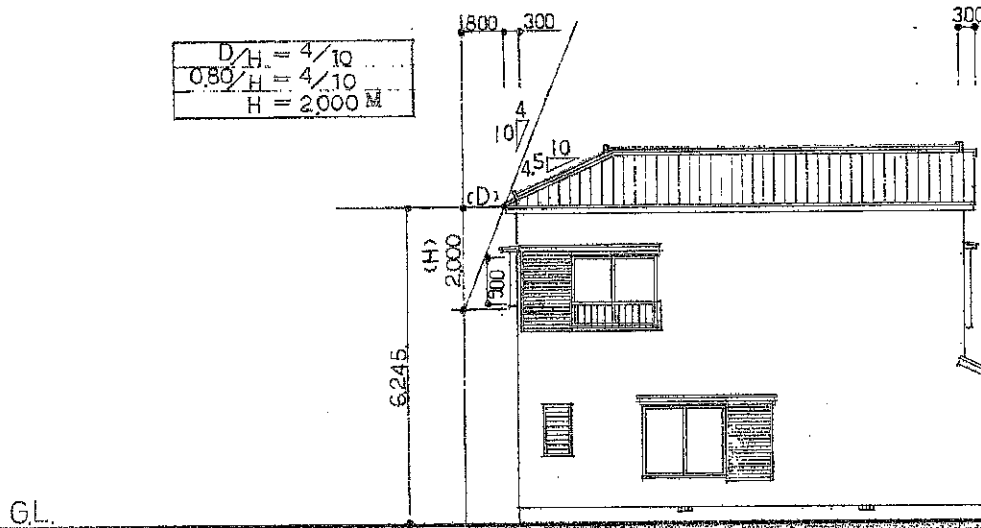
北側外観制限計算表

$$5.00 + 1.25 \times 0.80 + 0.40$$

$$= 6.400 \text{ M} > 6.245 \text{ M}$$



東側 立面図 S=1:100



西側 立面図 S=1:100

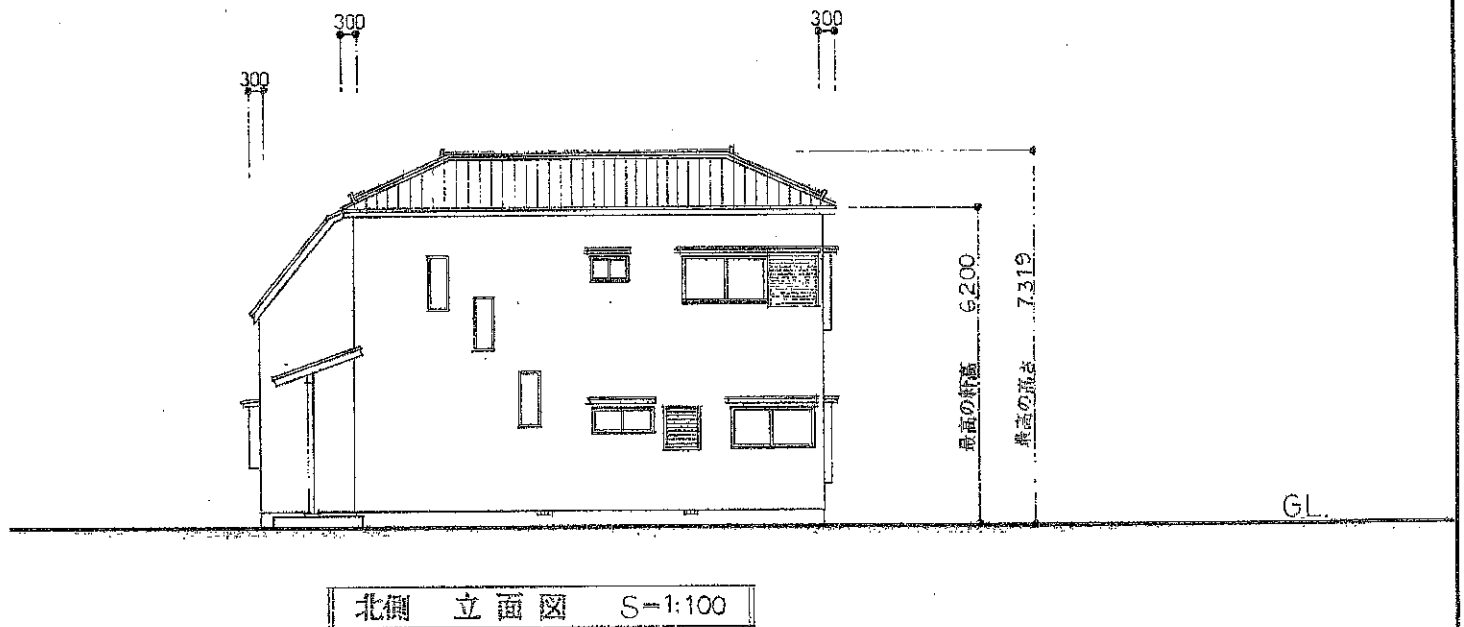
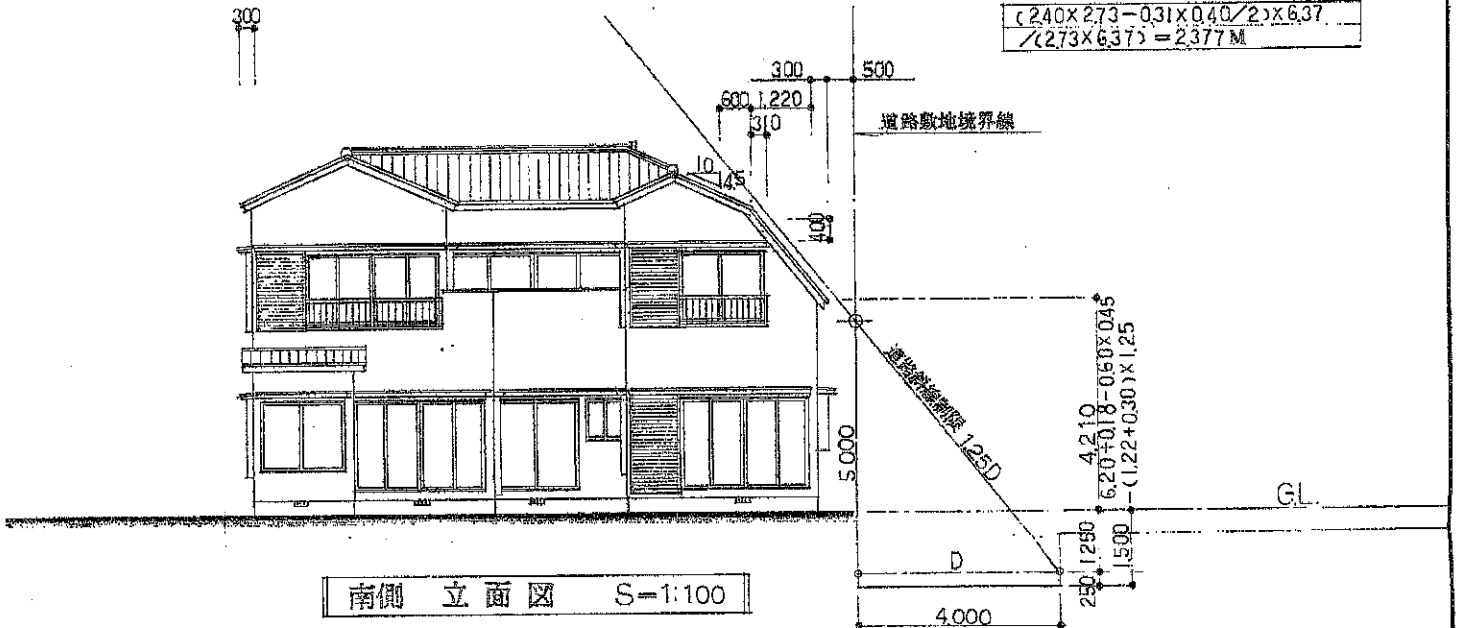
記	(凡 例)	図 面 名
	屋 根 --- 日本瓦葺 (下地 アスファルトルーフィング22kg)	設 計 番
	外 壁 --- ラス下地モルタル塗り②20、ポタイル吹付	
	基 礎 --- コンクリート打モルタル仕上げ (宿 基 礎)	

道路斜線制限計算表

$(4.00+0.50) \times 1.25 = 4.375 \text{ M} > 4.210 \text{ M}$

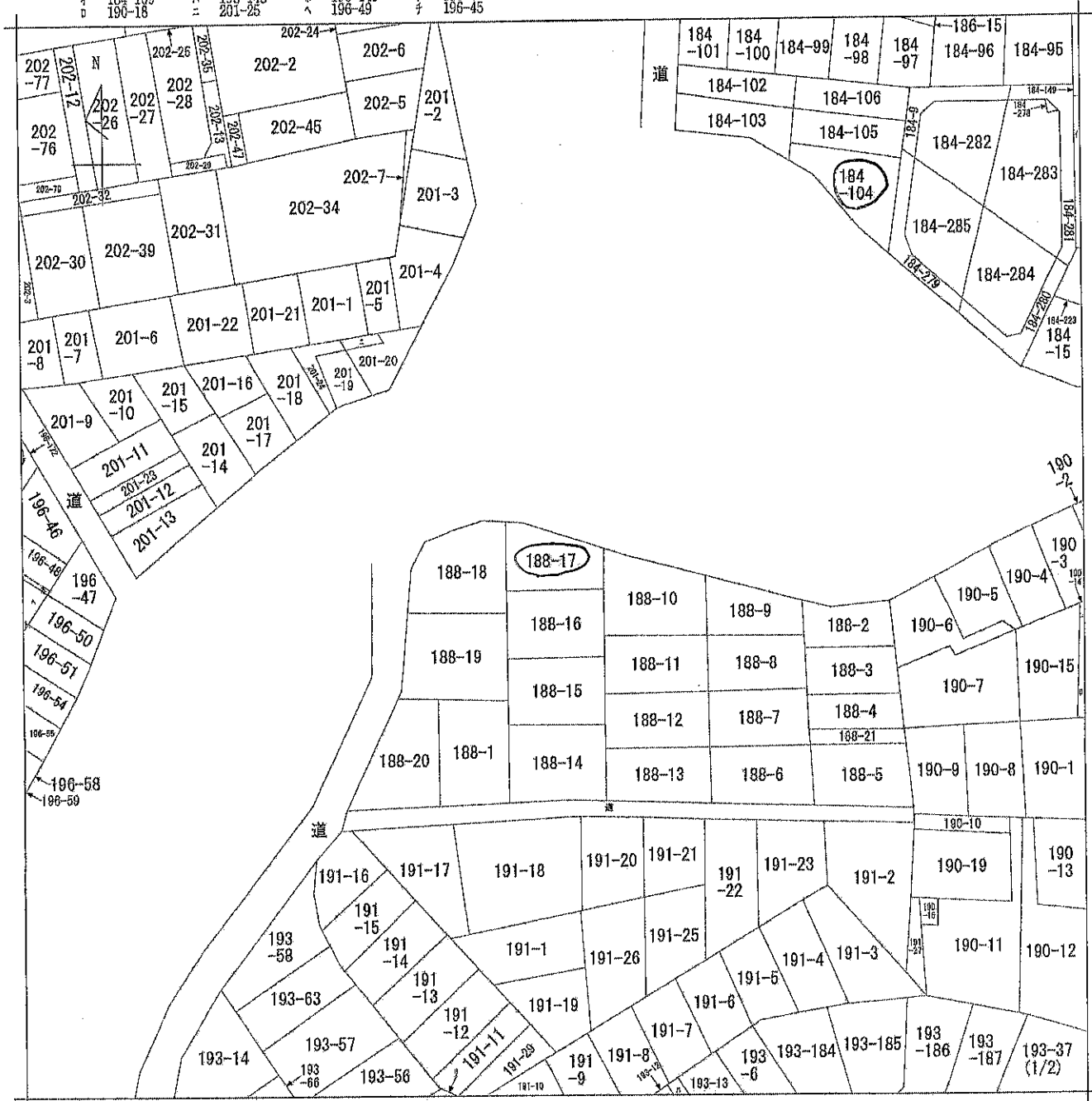
平均天井高計算表

$(240 \times 2.73 - 0.31 \times 0.40 / 2) \times 6.37 / (2.73 \times 6.37) = 2.377 \text{ M}$

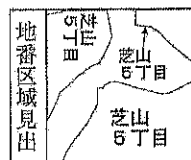


課			年 月 日
立面図	縮 尺 1:100	飯田邸 新築 工事	
号	設 計 担 当	都築建築事務所 2級建築士事務所 (千葉) 登録第 2-8802-477 号 2級建築士 (千葉) 第2396号 都築万	図 面 番 号 3

イ 184-109 ハ 193-143 ホ 196-149 ト 196-52 リ 193-55
 D 190-18 ニ 201-25 ヘ 196-49 テ 196-45



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部	所 在	船橋市芝山五丁目				地 番	188番17			
出 力 尺	1/600	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)			補 事 記 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年3月2日
 千葉地方法務局船橋支局
 登記官

請求番号：49-1
 (1/1)

関田広美

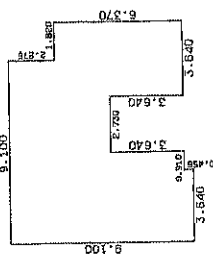


83795

各階平面図

1 階

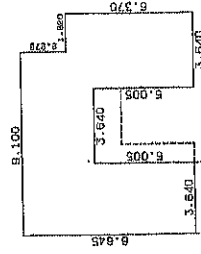
(単位m)



求積表

3.640 × 9.100 =	33.124000
0.910 × 8.645 =	7.866850
2.730 × 5.005 =	13.663650
1.820 × 8.645 =	15.733900
1.820 × 6.370 =	11.593400
合計	81.981900
床面積	81.98 m ²

2 階



求積表

3.640 × 8.645 =	31.467800
3.640 × 3.640 =	13.249600
1.820 × 8.645 =	15.733900
1.820 × 6.370 =	11.593400
合計	72.044700
床面積	72.04 m ²

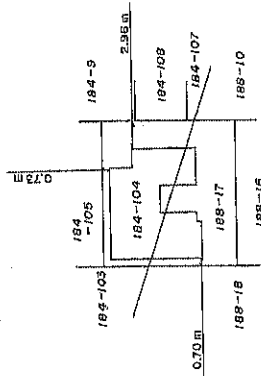
建築物平面図

184-104

船橋市芝山五丁目184番地104・188番地17

家屋番号

建物の所在



(主要部分)

縮尺 1/500



飯田武夫

申請人

縮尺 1/250

9月27日作製



東京都葛飾区東水元1丁目1番地17

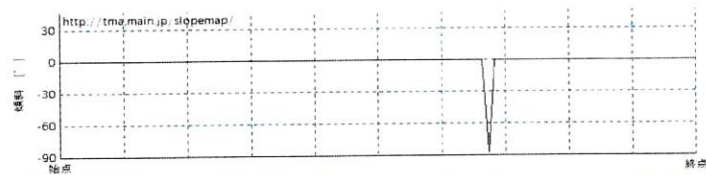
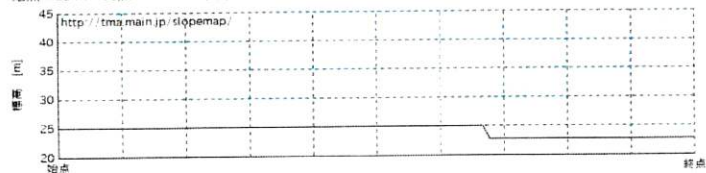
川賢

(田原重正)

傾斜角度を調べる地図

 地図上で2点をクリックしてください。直線上の勾配をグラフで表示します。  地図アプリを使う

始点：25 m 終点：22.8m 最高：25 m 最低：22.8m 平均勾配：-14.0° 最大勾配：-87.7°



始点	緯度	35.721731	°	経度	140.026221	°		
終点	緯度	35.721635	°	経度	140.026237	°		

[詳細を見る](#)

[鉱物図鑑を探す](#)

[地図を見る](#)

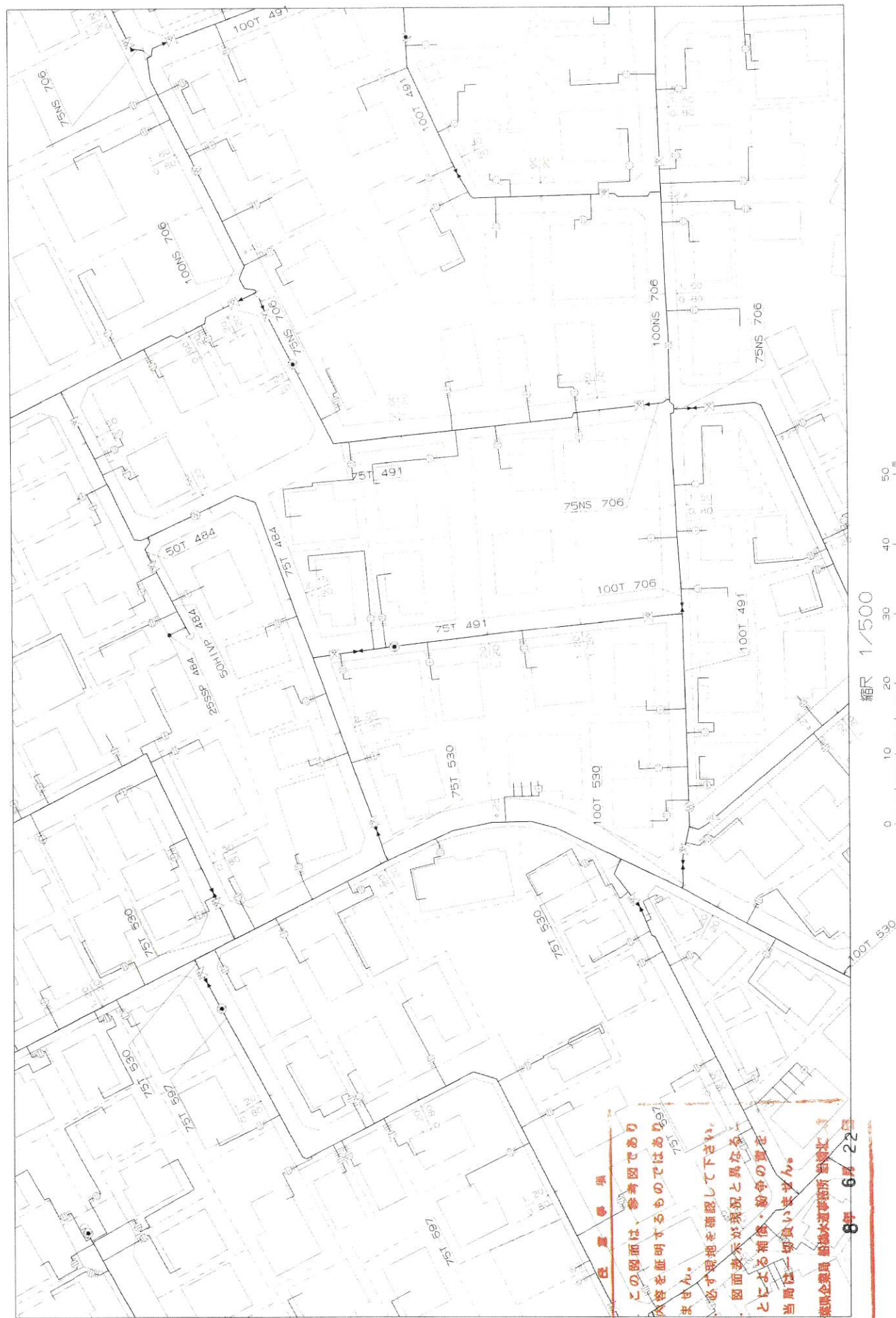
[地図](#)

副

確認通知書 (建築物)
第1種住居専用地域

※ 確認通知書 この申請書及び添付図面に記載の建築物の計画は、建築基準法第6条第1項 (建築基準法第6条の2第1項の規定により同法第6条第1項) の建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合することを確認する。		確認番号 第 227 号 確認年月日 平成 3 年 3 月 6 日		建築主事 (白鳥 一)	
1. 建築主住所氏名		船橋市芝山5丁目29-2		飯田 武夫 電話	
2. 代理者資格 住所氏名 建築士事務所名		(2級) 建築士 (千葉県) 登録第 2396 号 船橋市高根台7丁目28番2号 都築建築設計事務所		都築 万蔵 電話 0474-66-1513 番	
3. 設計者資格 住所氏名 建築士事務所名		(2級) 建築士 (千葉県) 登録第 2396 号 船橋市高根台7丁目28番2号 都築建築設計事務所		都築 万蔵 電話 0474-66-1513 番	
4. 建築設備に留意を 聞いた者の住所氏名 勤務先				電話 番	
5. 工事監理者資格 住所氏名 建築士事務所名		() 建築士 () 登録第 - 号		電話 番	
6. 工事施工者住所氏名		建設業の許可 大臣 第 号 主事 知事		電話 番	
7. 確認の特例		1 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認の特例の適用の有無 適用があるときは建築基準法施行令第13条の2各号に掲げる建築物の区分 2 建築基準法施行令第13条の2第1号又は第2号に掲げる住宅に該当するときは、当該住宅に係る型式指定番号		有 無 第1号 第2号 第3号 第4号	
8. イ. 地名 地番 敷地面積 用途地域 防火地域		船橋市芝山5丁目186-64 第1種住居専用地域 防火、準防火、指定なし		※ 二. その他の区域、 地域、地区、 街区 22米、指定区域内	
9. 主要用途		専用住宅		10. 工事種別 [新築] 増築、改築、修繕、用途変更 大規模の修繕、大規模の模様替	
11. 敷地面積		申請部分 申請以外の部分		合計 ※	
12. 建築面積		83.22 M ²		166.70 M ²	
13. 延べ面積		(153.19 M ²)		(83.22 M ²) 153.19 M ²	
15. 工事着手予定日		平成 3 年 3 月 1 日		16. 工事完了予定日 平成 3 年 6 月 30 日	
17. その他必要な事項					
18. 建築物別概要 (第 号)		イ. 用途 専用住宅 / ロ. 工事種別 新築 / ハ. 構造 木造 / 階 別 1 階 2 階 ト. 申請部分 81.15 M ² 72.04 M ² 床面積 申請以外の部分 合 計 81.15 M ² 72.04 M ² チ. 柱の小径 通柱 120×120 通柱 120×120 柱 105×105 柱 105×105 リ. 横架材間の離 2,775 M 2,795 M ヌ. 階の高さ 2,920 M ル. 居室の天井の高さ 2,400 M 2,377 M タ. 建築設備の種類 電気給排水		ニ. 屋根 日本瓦葺 / ホ. 外 壁 ライト色モルタル仕上 ヘ. 軒 裏 ライト色モルタル仕上 階 合計 チ. 最高の高さ 7,319 M リ. 最高の軒の高さ 6,200 M カ. 居室の床の高さ 1,460 M コ. 便所の種類 水洗 [汲水] [改良]	
19. 備考		[注意] 申請建築物が、2 以上の場合は、建築物ごと (延べ面積が10平方メートル以内のものを除く) に「第1号様式建築物別概要追加書類」に必要な事項を記載して添えて下さい。※印のある欄は記入しないで下さい。 2. 3. 5 欄は、代理者、設計者又は工事監理者が建築士事務所へ所属しているときは、その名称を書き、住所はその事務所の所在地を書いて下さい。4 欄は、建築士法 (昭和25年法律第202号) 第20条第3項に規定する場合 (設計に係る場合に限る) に、同項に定める資格を有する者について記入し、住所は、その者が勤務しているときは、勤務先の所在地を書いて下さい。5. 6 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出て下さい。7 欄、8 欄、10 欄及び18 欄の「ヨ」は該当するものを○で囲んで下さい。9 欄は、できるだけ具体的に書いて下さい。都市計画区域内においては、13 欄の () の中に自動車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 (誘導路、操車場所及び乗降場を含む) の用途に供する部分の床面積を書いて下さい。18 欄の「チ」及び「リ」は木造の場合のみ記入して下さい。18 欄の「タ」は、別紙にその概要を記して添えて下さい。数字は算用数字を用い、単位はメートル法を用いて下さい。ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、17 欄又は別紙に記載して添えて下さい。申請建築物が高床式住宅 (豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう) である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、19 欄に、高床式住宅である旨及び床下部分の面積を記入して下さい。			

G-8-11



この図面は、参考図であり
内容を証明するものではありません。
必ず現地を確認して下さい。
図面表示が現況と異なるこ
とによる補償・紛争の責を
当局は一切負いません。

千葉県企業局 船橋水道事務所 船橋北
8年 6月 22日

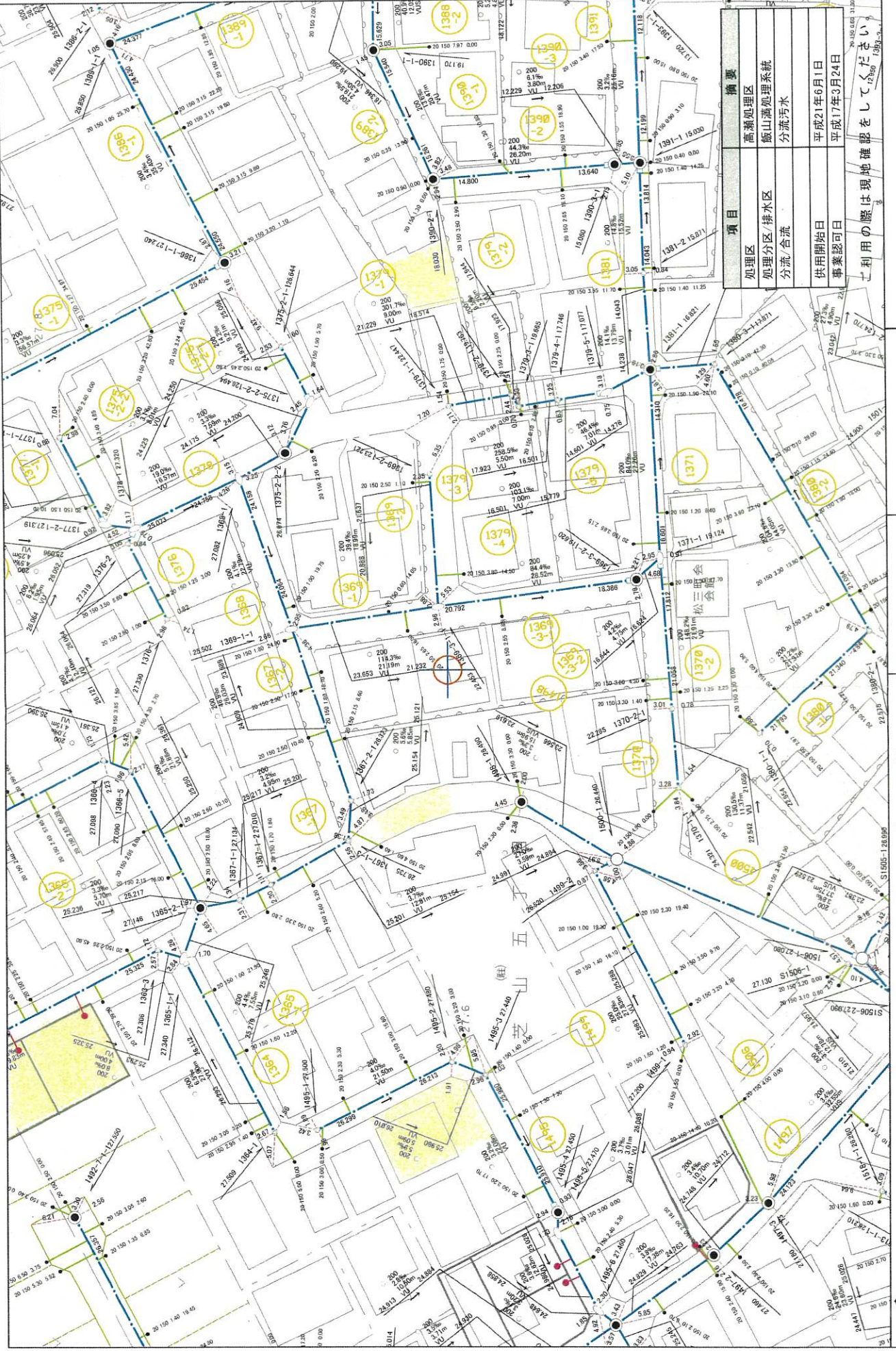
22/09/08

縮尺 1/500

インターネットで「船橋市いきいきふれあいマップ」から「下水道」を選択して下さい。
下水道台帳図を見ることができます。

船橋市公共下水道台帳図（污水）

住所：芝山5丁目 付近



1:500

0 5 10 20 30 40 50メートル

印刷日

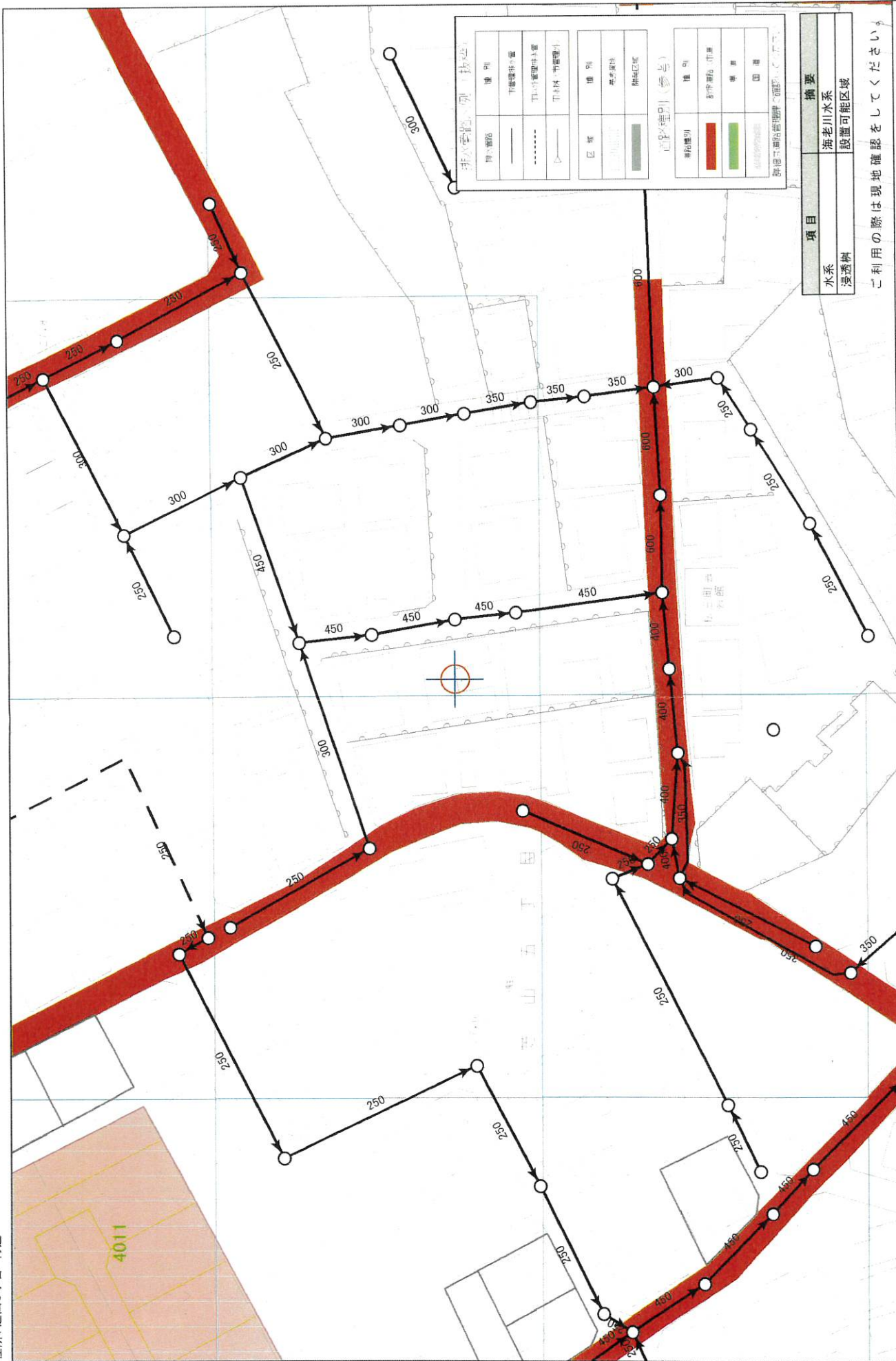
令和8年3月9日

船橋市下水道部下水道河川管理課

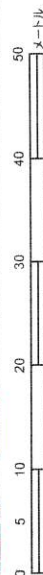
インターネットで「船橋市いきいきふれあいマップ」から「下水道」を選択して下さい。
下水道台帳図を見ることができます。

船橋市下水道台帳図（雨水・排水路）（参考図）

住所：芝山5丁目 付近



1:500



印刷日

令和8年3月9日

船橋市下水道部下水道河川管理課